

「設計図書の照査ガイドライン」案

平成22年2月

北海道開発局
工事管理課・技術管理課

1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
 - ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」
- について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。

このため、北海道開発局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成したものである。

本ガイドラインは、北海道開発局発注の工事について、前半に「設計図書の照査」の基本的考え方を明示し、後半に具体的な照査項目・内容を「設計図書の照査要領」として、当面 1) 樋門・樋管工事、2) 築堤・護岸工事、3) 道路改良（舗装）工事、4) 橋梁下部工事、5) 共同溝工事、6) 仮設構造物、7) 防波堤工事、8) ケーソン製作工事、9) 岸壁工事（重力式）、10) 岸壁工事（鋼構造式）、11) 空港舗装工事、12) 空港用地造成工事、13) 空港道路・駐車場工事、14) 頭首工工事、15) 用水機場工事、16) 排水機場工事、17) ほ場整備工事、18) 用水路工事、19) 排水路工事、20) パイプライン工事、21) 農道橋工事、22) 農道工事、23) 鉄筋コンクリート構造物について作成した。今後、その他の工種についても必要に応じ追加していくものとする。

また、その他の工種についても、本ガイドラインに準拠出来るものがあれば、発注者と請負者において協議し、運用出来るものとする。

2 工事請負契約書及び工事仕様書における「設計図書の照査」の規定について

(1) 工事請負契約書第18条(条件変更等)

乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2) 工事仕様書 第1編共通編 第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3 工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、工事請負契約書及び工事仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、別添「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。

ただし、「設計図書の照査」の範囲を越えるものについては、以下が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直

しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
 - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 - ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、道路・河川工事仕様書「16-4-3路面切削工」「16-4-5切削オーバーレイ工」「16-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
 - ⑭ 現地の測量結果が設計図に示す現地盤高と不整合な場合の再設計。
 - ⑮ 設計図や施工条件が設計計算と不整合な場合の再設計。
 - ⑯ 基本設計の設計条件が変更となる場合の再設計。
 - ⑰ 基本設計や細部設計の設計方法に遡る照査。
- (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

4 設計図書の訂正又は変更にあつては要する期間の通知

工事請負契約書において、18条第3項に定める調査の結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 5 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更にあつては費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

【 参 考 資 料 】

工事請負契約書と工事仕様書について本文及び逐条解説を掲載した。

本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の請負工事契約書と工事仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と請負者とで協議し決定するものとする。

I 工事請負契約書

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【逐条解説】

1 概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、請負者はその旨を発注者に通知しなければならず、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2 趣旨

建設工事の施工に当たって、請負者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきかなのかがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり（発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。）、最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には、発注者が現場の状況、請負者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と請負者の双方が合意したものであるもので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適當になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、請負者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。いうまでもなく、この規定は、単に請負者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものでもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないように、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適當と発注者が認めるときには、発注者は、第20条第2項の規定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であると

きには、「請負者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

3 請負者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、請負者は、監督員に書面により（第1条第5項）通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。請負者が発注者に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア) 公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書が一致しないこと（第1号）

公示用設計書、図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、請負者としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第1号が掲げられているわけである。

なお、第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあろうが（例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等）、いずれに該当するとしても、その効果（第3項における取扱い）に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

イ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること（第2号）

設計図書に誤謬又は脱漏があることとは、請負者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、請負者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、請負者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、請負者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、請負者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号は、このような趣旨で掲げられているものである。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと（第3号）

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不適當なので、第3号として掲げられている。

- エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと（第4号）

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。請負者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう

- オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと（第5号）

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号（上記エ）によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、請負者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適當な場合であるので、第5号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

4 調査

監督員は、請負者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件

の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負者としても、重大な利害関係を有することであるため、請負者の立場の保護を図るために、請負者の立会の上行うこととしている。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、監督員は、請負者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

5 調査結果のとりまとめ

発注者は、請負者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示を含めた調査結果を請負者に書面により（第1条第5項）通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、北海道開発局工事請負契約書案では14日とされているが、工事の規模、性格等によって調査結果のとりまとめに要する期間は一律には決められないため、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができるが、いたずらに長い期間とならないように注意すべきである。

これは、請負者のためだけでなく、発注者のためでもある。なぜならば、請負者は、調査期間中も調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り工事を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで請負者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することになるし、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となるからである。

6 設計図書の変更又は訂正

第4項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行うべきことを規定している。

従前は、工事内容の変更と規定されていたが、平成8年度の改正によって、設計図書の変更に変更されている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、請負者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行わ

れない場合、あるいは、請負者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、請負者は、第49条第1項第3号の規定により契約を解除することができるものと解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し設計図書の訂正をする必要があるもの(第1号)

発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの(第2号)

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予想することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(第3号)

発注者及び請負者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、請負者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、第4項第1号(上記ア)の場合)と第2号(上記イ)の場合)が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について第1号の規定と第2号の規定に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

7 工期又は請負代金額の変更等

(1) 工期又は請負代金額の変更

第4項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、請負者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と請負者の権利義務のバランスをとるとの

要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い請負者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

第4項の「必要があると認められるとき」は、「工期若しくは請負代金額金を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は請負者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、第23条の規定に、請負代金額の変更方法については、第24条の規定によることとなる。

(2) 費用の負担

設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、設計図書の変更又は訂正によって請負者に損害を与えたときは、発注者は、工期又は請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、請負者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれる。また、設計図書の変更又は訂正によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤謬による場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる請負者の費用の填補（負担）の性格を持つものが混在しているからである。

また、「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、第24条第3項に規定があり、発注者と請負者が協議して定めることとなっている。

II 工事仕様書 第1編共通編 第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、工事仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場

合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件（施工条件）を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じるとは、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

1. 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して請負者に交付されているが、工事の実施にあたっては設計図のほかに施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また請負者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、請負者にはこれらの図面の原図を借用する必要が生じた場合、発注者にこれらの貸与を要求できるものである。また、監督職員は請負者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認めた場合に限り貸与することができることを明確にしている。

また、その他の設計図書のうち、仕様書等定型的に作成されたものは市販されているのが一般的であり、これら市販されているものは請負者の責任において準備することを明確にしている。

2. 第2項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における請負者と監督職員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条（条件変更料）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、請負者のみでは判断できない（この場合は発注者の判断事項）」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。

以下、契約書第18条第1項について概略的に述べる。

- (1) 契約書第18条第1項第1号から第3号は、設計図書の不備である。このような不備は、まず契約締結以前（現場説明時等）に解決しておく必要があるが、契約締結後の請負者施工計画立案の段階で判明する場合、実際の工事施工に入ってから判明する場合、設計図書の変更や追加等に伴って判明する場合がある。
- (2) 契約書第18条第1項第4号は、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかった場合である。これらの要因として、自然的な施工条件では、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、湧水の有無等がある。人為的な施工条件では、地下埋設物、土取（捨）場、建設副産物の搬出場所、工事用道路等がある。
- (3) 契約書第18条第1項第5号は、設計図書では予期していない制約条件が発生した場合である。これらの要因としては、自然的な施工条件では軟弱な地盤の出現、転石の出現、異常な湧水の発生、酸欠空気や有毒ガスの噴出等がある、人為的な施工条件では、交通規制、埋蔵文化財の発見や住民運動等がある。

このような事実がある場合は、請負者は速やかにその事実を確認できる資料を監督職員に提出し、監督職員の確認を求めなければならない。この場合、監督職員は直ちに調査を行いその結果を請負者に通知することとなる。

また本項において「確認できる資料」の具体例を示している。なお、請負者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、監督職員がその事実の確認に遅れをとることがないように、請負者と監督職員は十分な連絡調整を心がけなければならない。

3. 第3項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

請負者は、設計図書の取扱いにあたっては、「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第1条第4項の規定に基づくことはもちろん、工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

Ⅲ 土木設計業務等委託契約書

(かし担保)

第39条 甲は、成果品にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果品のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

1 概要

本条は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定している。

2 趣旨

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受注者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受注者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本約款においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果品の引渡し後において、成果品に契約で定められた内容通りでない不完全な点があった場合に、受注者が負う責任が瑕疵担保責任である。公共土木設計業務等における瑕疵担保責任としては、発注者の瑕疵修補請求権と損害賠償請求権のみがあり、解除権はない。

瑕疵担保責任の成立要件は、成果品に瑕疵が存在することである。この瑕疵とは、一般に、取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが、具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならないが、その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。

公共土木設計業務等に関しては、例えば、トレースミスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過少積算、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足等が瑕疵の事例として挙げられる。また、特に、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足のような設計業務段階の瑕疵場合には、成果品の瑕疵が、成果物品の欠陥に係る損害だけにとどまらず、その工事目的物にまで及ぶ場合も想定される。このような損害に関して、本条第2項において、受注者は、瑕疵担保責任の存続期間内においては瑕疵担保責任を負わなければならない。

設計図書の照査要領

平成 2 2 年 2 月

北海道開発局工事管理課・技術管理課

目 次

樋門・樋管工事	・ ・ ・ ・ ・	1 8
築堤護岸工事	・ ・ ・ ・ ・	2 1
道路改良（舗装）工事	・ ・ ・ ・ ・	2 4
橋梁下部工事	・ ・ ・ ・ ・	2 7
共同溝工事	・ ・ ・ ・ ・	3 0
防波堤工事	・ ・ ・ ・ ・	3 4
ケーソン製作工事	・ ・ ・ ・ ・	3 6
岸壁工事（重力式）	・ ・ ・ ・ ・	3 8
岸壁工事（鋼構造式）	・ ・ ・ ・ ・	4 1
空港舗装工事	・ ・ ・ ・ ・	4 5
空港用地造成工事	・ ・ ・ ・ ・	4 8
空港道路・駐車場工事	・ ・ ・ ・ ・	5 1
頭首工工事	・ ・ ・ ・ ・	5 5

用水機場工事	・	・	・	・	・	5	8
排水機場工事	・	・	・	・	・	6	1
ほ場整備工事	・	・	・	・	・	6	4
用水路工事	・	・	・	・	・	6	7
排水路工事	・	・	・	・	・	6	9
パイプライン工事	・	・	・	・	・	7	1
農道橋工事	・	・	・	・	・	7	3
農道工事	・	・	・	・	・	7	5
鉄筋コンクリート構造物	・	・	・	・	・	7	7

樋門・樋管工事照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	設計基本条件	1) ゲートの設計水位、操作水位を確認したか。 2) 仮締め切り等の条件を確認したか。		
	施工上の基本条件	1) 水路切廻し、搬入路等の借地の見通しはあるか。 2) 工事時期は決定しているか。 3) 旧施設の撤去条件及び撤去時期は明確になっているか。 4) スペース、ヤード、工法等の制約条件はあるか。 5) 環境上特に配慮すべき事項があるか。 6) 樋門・樋管設置のための用地は確保されているか。 7) 近接構造物、地下構造物の有無を確認したか。 8) 工期を制約する現場条件はあるか。		
	関連機関との調整	1) 他の河川管理者との調整は済んでいるか。 2) 道路管理者との調整は済んでいるか。 3) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。 4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。		
	資料の確認	1) 地質調査報告書があるか。 追加ボーリングは必要ないか。 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等) 2) 測量成果(平面、縦断、横断)が整備されているか。 3) 用地境界が明確であるか。		
	地盤条件	1) 追加調査の必要性はないか。		
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。 2) 施工ヤード、スペースは確認したか。		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース、交通条件、水の切廻し) 2) 工事時期を確認したか。		

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	<p>現地踏査</p> <p>設計図</p> <p>数量計算</p>	<p>1) 環境状況（工事における振動、騒音等の配慮面）を把握したか。</p> <p>2) 支障物件（地下埋設物、既設樋管との離れ等）の状況を把握したか。</p> <p>1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。 （水位、地質条件等）</p> <p>2) 使用材料は計算書と一致しているか。</p> <p>3) 水位等、設計条件が図面に明示されているか。</p> <p>4) 図面が明瞭に描かれているか。</p> <p>5) 各設計図が相互に整合しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 </p> <p>6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 （特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料 ・ その他 </p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領（第5編 数量計算の手引きは除く）と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）</p> <p>2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか。</p>		

築堤護岸工事照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	設計基本条件	1) 締切水位は決定しているか、又は水文資料はあるか 2) 瀬替、水替時流量決定のための、水文資料等はあるか		
	施工上の基本条件	1) 運搬路、切廻し河道、ヤード確保の見通しはあるか		
	関連機関との調整	1) 他の工作物管理者との調整は済んでいるか 2) 地権者及び地元等との調整は済んでいるか 3) 占有者との調整は済んでいるか		
	資料の確認	1) 測量成果（平面、横断、縦断）は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 追加ボーリングは必要ないか 軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか （圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等） 3) 用排水路系統図は整理されているか		
	地盤条件	1) 追加調査の必要はないか。		
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか。 （スペース、交通条件、水の切廻し） 2) 工事時期を確認したか。		
	現地踏査	1) 支障物件の状況を把握したか		
	資料の確認	1) 貸与資料の不足点、追加事項があるか		
	設計図	1) 平面図には必要な工事内容が明示されているか （法線、築堤護岸、付属構造物等） 2) 構造物の基本寸法、高さ関係は照合されているか 3) 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか		

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	数量計算	<p>4) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか</p> <p>5) 解り易い注記が付いているか</p> <p>6) 水位等設計条件が図面に明示されているか</p> <p>7) 図面が明瞭に描かれているか (構造物と寸法線の使い分けがなされているか)</p> <p>8) 各設計図がお互いに整合されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 <p>9) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁厚 ・ 鉄筋 (径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置) ・ 鋼材形状、寸法 ・ 使用材料 <p>1) 数量計算は、数量算出要領 (第5編 数量計算の手引きは除く) と整合しているか。</p> <p>2) 数量計算に用いた寸法は図面と一致するか</p> <p>3) 数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているか</p> <p>4) 横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか</p>		

道路改良（舗装）工事照査要領（案）

（平面交差点、小構造物を含む）

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	<p>施工上の留意点</p> <p>関連機関との調整及び協議関連資料の整理</p> <p>貸与資料の確認</p> <p>計画条件の確認</p> <p>付帯施設の必要性</p>	<p>1) 施工上の留意点があるか。</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、鉄道、公安委員会、等)</p> <p>2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。</p> <p>3) バス路線となるかどうか。</p> <p>4) 水路管理者との協議は済んでいるか。</p> <p>5) 地下占有企業者との調整が済んでいるか。</p> <p>6) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。</p> <p>7) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。</p> <p>8) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。</p> <p>9) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になっているか。</p> <p>10) 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になっているか。</p> <p>11) 休憩施設、チェーン着脱場等の計画が明確になっているか。</p> <p>1) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か。</p> <p>2) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか。</p> <p>3) 埋設物台帳があるか。</p> <p>1) 排水工の計画条件は確認しているか。 ①排水系統(用水か排水か)及び断面の調査は明確になっているか。 ②水路管理者と協議してあるか。</p> <p>1) 標識計画はあるか。</p> <p>2) 照明・信号機(電気設備)は計画されているか。</p>		

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	<p><平面交差点設計> 施工上の留意点</p> <p>関連機関との調整及び協議 関連資料の整理</p> <p>貸与資料の確認</p> <p>計画条件の確認</p> <p>用地条件</p> <p>用地条件</p> <p>数量計算</p>	<p>1) 施工上の留意点があるか。</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、鉄道、公安委員会等)</p> <p>2) 地元及び地権者との調整が済んでいるか。</p> <p>3) バス路線となるかどうか。</p> <p>4) 地下占用企業者との調整が済んでいるか。</p> <p>5) 保安林及び埋蔵文化財等との調整が済んでいるか。</p> <p>6) 各都道府県公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。</p> <p>7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。</p> <p>8) 上位計画及び開発行為が明確になっているか。</p> <p>9) 電線類等の地下埋設計画があるか。</p> <p>1) 測量成果（平面、縦断、横断）があるか。</p> <p>2) 地質調査報告書があるか。</p> <p>3) 埋設物調査資料があるか。</p> <p>1) 用、排水工の計画は明確になっているか。</p> <p>1) 用地上の巾杭表はあるか。</p> <p>1) 用地巾杭表はあるか。</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領（第5編 数量計算の手引きは除く）と整合しているか。（有効数字、位取り、単位、区分等）</p> <p>2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか。</p>		

橋 梁 下 部 工 事 照 查 要 領 (案)

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	施工上の基本条件	1) 架設条件は決定しているか 2) 環境対策は決定しているか 3) 運搬路、迂回路、ヤード確保の見通しはあるか 4) 近接構造物の有無に対する確認はおこなったか		
	関連機関との調整	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか（工事用道路含む） 3) 港湾管理者との調整は済んでいるか 4) 鉄道との調整は済んでいるか 5) 警察との調整は済んでいるか 6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか 7) 添架企業者との調整は済んでいるか 8) 公益企業者（埋設占用物件）との調整は済んでいるか 9) 漁業利権者との調整は済んでいるか		
	貸与資料の確認	1) 地質調査報告書（必要な本数、調査項目）はあるか 2) 測量成果報告書（平面、横断、縦断）はあるか 3) 軟弱地盤の判定に必要な資料（側方移動、液状化、圧密沈下等）はあるか		
	現地踏査	1) 環境状況（振動、騒音等の配慮）は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか		
	地形条件	1) 用地境界は確認したか 2) 施工ヤードスペースは確認したか 3) 資機材運搬路は確保できるか		
	その他	埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか		

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	設計図	1) 一般図には必要な項目が記載されているか (設計条件、地質条件、建築限界等) 2) 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか 3) 各設計図がお互いに整合されているか ・ 一般平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 4) 使用材料は明記されているか 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか) ・ 壁厚 ・ 鉄筋 (径ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置) ・ 鋼材形状寸法 ・ 使用材料 ・ その他		
	数量計算	1) 数量計算は、数量算出要領 (第5編 数量計算の手引きは除く) と整合しているか。 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎に打合わせ区分に合わせてまとめられているか 4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか		

共同溝工事照査要領（案）

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	<p>施工上の基本条件</p>	<p>1) 工事時期と工程が明確になっているか。 2) 標準的交通処理計画が明確になっているか。</p>		
	<p>関連機関との調整</p>	<p>1) 河川管理者との調整は済んでいるか。 2) 鉄道管理者との調整は済んでいるか。 3) 高架橋管理者との調整は済んでいるか。 4) 道路管理者との調整は済んでいるか。 5) 地下施設（地下鉄、水路、横断地下道、危険物貯蔵タンクその他大型施設等）との調整は済んでいるか 6) 溝内排水の流末処理に関する関連部所との調整はとれているか。</p>		
	<p>関連資料の確認</p>	<p>1) 地質調査報告書との整合はとれているか。また地質調査は設計目的に対し十分な内容か。 2) 環境状況（振動、騒音、井戸使用等の配慮面及び有毒ガス、酸欠空気等の調査）の調査は設計目的に対し十分な内容か。</p>		
	<p>貸与資料の確認</p>	<p>1) 地質調査報告書はあるか。 2) 測量報告書（平面、縦断、横断等）はあるか。 3) その他 工事仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるか。</p>		
	<p>設計図</p>	<p>1) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・ 一般平面図と縦断図 ・ 構造図と配筋図 ・ 構造図と仮設図 2) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 （特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか。） ・ 壁厚 ・ 鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置） ・ 鋼材形状、寸法</p>		

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 資 料	備 考
	数量計算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用材料 ・ その他 3) 構造物の施工性に問題はないか。 1) 数量計算は、数量算出要領（第5編 数量計算の手引きは除く）と整合しているか。（工種分類、単位、有効数字、位取り、区分等） 2) 数量計算に用いた数値は、設計図面と一致しているか。		

港湾・漁港工事設計図書の照査要領(案)

平成17年3月

北 海 道 開 発 局

港湾空港部 港湾建設課

農業水産部 水産課

【防波堤工事】 照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 気象・海象に関する設計条件を確認したか。 2) 中詰材料の使用条件(単位体積重量等)を確認したか。 3) 法線計画、工事基準面を確認したか。 4) 型枠脱型強度、設計基準強度を確認したか。			
	施工上の基本条件	1) 作業ヤード・資材積出施設・作業船係留施設は確保されているか。用地使用料の支払方法は確認されているか。 2) 施工区域に関する制約条件はあるか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件はあるか。 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 標識灯など安全上配慮すべき事項はあるか。 6) 海水汚濁防止対策など環境上配慮すべき事項はあるか。 7) 既設構造物や隣接する工作物を確認したか。 8) 支給材の数量・使用条件を確認したか。 9) 砲弾等の可能性を確認したか。			
	関連機関との調整	1) 港湾管理者・漁港管理者との打合せ協議は済んでいるか。 2) 海上保安部との協議は済んでいるか。 3) 利用者・漁業者との調整は済んでいるか。 4) 漁業活動への影響(作業船等の回航えい航区域の漁網設置状況・漁業への影響)を確認したか。 5) 騒音・振動・水質などの規制値が明確になっているか。 6) 重量物、長尺物等を運搬する場合の警察・道路管理者協議は済んでい			
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。 2) 測量成果(深淺測量図・基準点・水準点)はあるか。 3) 磁気探査等爆発物に関する資料はあるか(必要に応じ)			

【防波堤工事】 照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	計画条件の確認	1) 灯台の設置計画は決定しているか。			
	施工条件	1) 施工上の制約条件は確認したか。 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 4) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況(騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。 (陸上ヤード及び海上施工箇所の漁具設置状況など)			
	設計図	1) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 2) 平面図・縦断面図・標準断面図が相互に整合しているか。 3) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が明記されているか。 (施工箇所が明示されているか) 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。 5) 構造物の基本寸法と高さ・巾が照合しているか。 6) 設計図と現地測量結果が一致しているか。 7) 特記仕様書の内容が設計図に反映されているか。	不 要	不 要	
	数量計算	1) 数量計算は、港湾・漁港工事数量算出マニュアルと整合しているか。 (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎、水中・水上別にまとめられているか。		不 要 不 要 不 要	

【ケーソン製作工事】照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 吃水や浮遊時の安定など、えい航条件を確認したか。 2) 脱型強度、進水前強度を確認したか。 3) バラスト材の有無、材料、高さ等を確認したか。			
	施工上の基本条件	1) ケーソンの製作・進水・仮置場所は決定しているか。 2) 作業ヤードは確保されているか。用地使用料の支払方法は確認されているか。 3) 作業ヤードには十分なトン数の係船柱が設置されているか 4) 施工区域に関する制約条件はあるか。 5) 工事工程(一部完成)や施工時期に関する制約条件はあるか。 6) 仮設工やケーソン仮置場の設置内容は整理されているか。 7) 標識灯など安全上配慮すべき事項はあるか。			
	関連機関との調整	1) 港湾管理者・漁港管理者との打合せ協議は済んでいるか。 2) 海上保安部との協議は済んでいるか。 3) 利用者・漁業者との調整は済んでいるか。 4) 漁業活動への影響(作業船等の回航えい航区域の漁網設置状況・漁業への影響)を確認したか。 5) 重量物、長尺物等を運搬する場合の警察・道路管理者協議は済んでいるか。			
	資料の確認	1) ケーソン製作・製作・進水・えい航時の航路・仮置場所毎の測量成果(深淺測量図)はあるか。 2) 海象条件に関する調査資料はあるか。			
	施工条件	1) 施工上の制約条件は確認したか。 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。			
	現地踏査	1) 環境状況(騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。 (陸上ヤード及び海上施工箇所の漁具設置状況など)			

【ケーソン製作工事】照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計図	1) 図面が明瞭に描かれているか。 2) 一般図に必要な事項(打設割など)を記載されているか。 3) 形状寸法、使用材料及び配置は計算書と一致しているか。 4) 構造図と配筋図及び各配筋図の接合部分が相互に整合しているか。 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長) ・鋼材の形状寸法 6) 立ち筋・ワイヤー等の形状・埋込箇所を確認したか。 7) 特記仕様書の内容が設計図に反映されているか。		不要	
	数量計算	1) 数量計算は、港湾・漁港工事数量算出マニュアルと整合しているか。(有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。		不要	

【岸壁工事(重力式)】 照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 中詰材料の使用条件(単位体積重量等)を確認したか。 2) 対象船舶や上載荷重など施設の設計諸元を確認したか。 3) 埋立材料の使用条件(内部摩擦角等)を確認したか。 4) 法線計画や工食用基準面を確認したか。 5) 型枠脱型強度、設計基準強度を確認したか。			
	施工上の基本条件	1) 作業ヤード・資材積出施設・作業船係留施設は確保されているか。 用地使用料の支払方法は確認されているか。 2) 施工区域に関する制約条件はあるか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件はあるか。 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 標識灯など安全上配慮すべき事項はあるか。 6) 床掘土砂・埋立土砂の環境基準の確認が済んでいるか。 7) 海水汚濁防止対策など環境上配慮すべき事項はあるか。 8) 既設構造物や隣接する工作物、地下埋設物を確認したか。 9) 支給材の数量・使用条件を確認したか。			
	関連機関との調整	1) 港湾管理者・漁港管理者との打合せ協議は済んでいるか。 2) 海上保安部との協議は済んでいるか。 3) 利用者・漁業者との調整は済んでいるか。 4) 漁業活動への影響(作業船等の回航えい航区域の漁網設置状況・漁業への影響)を確認したか。 5) 地権者との調整は済んでいるか。 6) 埋設物・障害物件の所有者・管理者との調整は済んでいるか。 7) 公有水面埋立願書や実施アセスメントの内容、附帯条件を確認したか。 8) 騒音・振動・水質などの規制値が明確になっているか。 9) 土砂の処理場または土捨場の位置、規模は明確になっているか。 10) 重量物、長尺物等を運搬する場合の警察・道路管理者協議は済んでいるか。			

【岸壁工事(重力式)】 照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 要 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。 2) 測量成果(深淺測量図、用地境界、基準点、水準点)はあるか。 3) 磁気探査等爆発物に関する調査資料はあるか。(必要に応じ)			
	計画条件の確認	1) 付属施設(防舷材・係船柱・車止、はしご等)の規格・配置は決定しているか。 2) 照明灯など電気設備の計画は決定しているか。 3) 給・排水設備の設置計画は決定しているか。			
	施工条件	1) 施工上の制約条件は確認したか。 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 4) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況(騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。 (陸上ヤード及び海上施工箇所の漁具設置状況など)			

【岸壁工事(重力式)】 照 査 項 目 一 覧 表

No	項目	主 要 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計図	1) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 2) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・平面図・縦断面図・標準断面図 ・構造図と配筋図 3) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が明記されているか。 (施工箇所が明示されているか) 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長) ・鋼材の形状寸法 6) 構造物の基本寸法と高さ・巾が照合しているか。 7) 設計図と現地測量結果が一致しているか。 8) 特記仕様書の内容が設計図に反映されているか。		不要	
	数量計算	1) 数量計算は、港湾・漁港工事数量算出マニュアルと整合しているか。 (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎、水中・水上別にまとめられているか。		不要	

【岸壁工事(鋼構造式)】 照 査 項 目 一 覧 表

No	項目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 対象船舶や上載荷重など施設の設計諸元を確認したか。 2) 埋立材料の使用条件(内部摩擦角等)を確認したか。 3) 法線計画や工食用基準面を確認したか。 4) 型枠脱型強度、設計基準強度を確認したか。			
	施工上の基本条件	1) 作業ヤード・資材積出施設・作業船係留施設は確保されているか。 用地使用料の支払方法は確認されているか。 2) 施工区域に関する制約条件はあるか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件はあるか。 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 標識灯など安全上配慮すべき事項はあるか。 6) 海水汚濁防止対策など環境上配慮すべき事項はあるか。 6) 既設や隣接する工作物、地下埋設物を確認したか。 7) 床掘土砂・埋立土砂の環境基準の確認が済んでいるか。 8) 支給材の数量・使用条件を確認したか。			
	関連機関との調整	1) 港湾管理者・漁港管理者との打合せ協議は済んでいるか。 2) 海上保安部との協議は済んでいるか。 3) 利用者・漁業者との調整は済んでいるか。 4) 漁業活動への影響(作業船等の回航えい航区域の漁網設置状況・漁業への影響)を確認したか。 5) 地権者との調整は済んでいるか。 6) 埋設物・障害物件の所有者・管理者との調整は済んでいるか。 7) 公有水面埋立願書や実施アセスメントの内容、附帯条件を確認したか。 8) 騒音・振動・水質などの規制値が明確になっているか。 9) 土砂の処理場または土捨場の位置、規模は明確になっているか。 10) 重量物、長尺物等を運搬する場合の警察・道路管理者協議は済んでいるか。			

【岸壁工事（鋼構造式）】 照 査 項 目 一 覧 表

N o	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。 2) 測量成果（深淺測量図、用地境界、基準点、水準点）はあるか。 3) 磁気探査等爆発物に関する調査資料はあるか。（必要に応じ）			
	計画条件の確認	1) 付属施設（防舷材・係船柱・車止、はしご等）の規格・配置は決定しているか。 2) 照明灯など電気設備の計画は決定しているか。 3) 防食工の施工内容陽極の取付位置は決定しているか。 3) 給・排水設備の設置計画は決定しているか。			
	施工条件	1) 施工上の制約条件は確認したか。 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 4) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況（騒音・振動への配慮）を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。 （陸上ヤード及び海上施工箇所の漁具設置状況など）			

【岸壁工事（鋼構造式）】 照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計図	1) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 2) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・平面図・縦断面図・標準断面図 ・構造図と配筋図 3) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が明記されているか。 (施工箇所が明示されているか) 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。 5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長) ・鋼材の形状寸法 6) 構造物の基本寸法と高さ・巾が照合しているか。 7) 設計図と現地測量結果が一致しているか。 8) 特記仕様書の内容が設計図に反映されているか。		不要	
	数量計算	1) 数量計算は、港湾・漁港工事数量算出マニュアルと整合しているか。 (有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎、水中・水上別にまとめられているか。		不要 不要 不要	

空港工事設計図書^の照査要領(案)

平成17年 4月

北海道開発局 港湾空港部 空港課

【 空港舗装工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 現地の地形、障害物件等を十分に確認したか。 2) 平面形状及び縦横断勾配が空港土木施設設計基準・空港舗装構造設計要領・北海道空港舗装構造設計指針に合致しているかを確認し 3) 設計荷重・設計作用反復回数・路床支持力を確認したか。 4) 舗装種別・必要舗装厚さを確認したか。 5) 照明灯火・気象観測施設・給油管路・アスリング・タイダウンリングは確認し 6) 排水勾配と排水口、排水路の位置関係は確認したか。 7) フレットの形状、取付誘導路の設置個所、場周道路・保安道路とのクリアランス並びに過去に実績等による積雪寒冷地に配慮した縦横断勾配となっているかを確認したか。 8) グルーピングの範囲、標識の種別及び形状を確認したか。		不要 不要 不要	
	施工上の基本条件	1) 工事用道路計画、施工機械の選定、資材搬入計画、工程計画は、設計の考えと合致するか。 2) 施工区域に関する制約条件は設計図書に明示しているか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件は設計図書に明示している 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 既設や隣接する工作物、地下埋設物を確認したか。 6) 不法侵入者対策(工事期間中の仮設柵及びゲート等)は十分検討されているか。			
	関連機関との調整	1) 空港管理者との協議は済んでいるか。 2) 防衛庁(供用飛行場)・気象庁・海上保安署との協議は済んでいるか。 3) 埋設物・障害物件の所有者・管理者との調整は済んでいるか。			
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。また、現地の地質条件と合致しているか。 2) 測量成果(用地測量図、用地境界、基準点、水準点)はあるか。また、現地と合致しているか。 3) 主要構造図、縦横断図、付属構造物図(排水工・照明灯火・給油管路・アスリング・タイダウンリング・グルーピング・標識工・目地工)等、必要な図面は揃っているか。また、現地と合致しているか。			

【 空港舗装工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 要 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	計画条件の確認	1) 開港時期(供用開始)・年次計画は、決定しているか。 2) 照明工事・無線工事等の計画は決定しているか。 3) 給油施設(ハイドラント・ピット)の設置計画は決定しているか。 4) スポット割り及びPBB等施設配置計画は決定しているか。		不要 不要 不要 不要	
	地盤条件	1) 追加調査の必要はないか。			
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。			
	施工条件	1) 施工上で供用施設に係る制約条件(施工時間・制限範囲)は確認した 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 機材及び資材ヤード等が確保されているか。 4) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 5) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況(水質・騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。			
	設計図	1) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が記載されているか。 2) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 3) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・平面図・縦断面図・標準断面図 ・照明灯火構造図・標識工平面図 ・排水系統図・消防水利施設・給油施設(ハイドラント・ピット)・アースリング・タ イタウリング・埋設管用地・共同溝等地下埋設関係 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。		不要	

【 空港舗装工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		備 考
			発注者	受注者	
	数量計算	5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(路床CBR・設計作用反復回数・設計荷重) ・アスファルト舗装構成(表層・基層・上層路盤・下層路盤・凍上抑制層・置換・排水対策) ・コンクリート舗装構成(コンクリート版厚・路盤・凍上抑制層・置換・目地構造・鉄網の配置・沈下対策・排水対策) ・PC又はRCプレキャスト舗装構成(コンクリート版厚・路盤・凍上抑制層・置換・目地構造・沈下対策・排水対策) ・連続鉄筋コンクリート舗装構成(コンクリート版厚・路盤・凍上抑制層・置換・鉄筋量・端部処理・目地構造・沈下対策・排水対策) 6) 構造物の基本寸法、高さ関係は実態と設計図書が整合しているか。 1) 数量計算は、空港請負工事積算基準と整合しているか。 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎にまとめられているか。		不要	

【 空港用地造成工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 現地の地形、障害物件等を十分に確認したか。 2) 平面形状及び縦横断勾配が空港土木施設設計基準に合致しているかを確認したか。 3) 全体の土工量について土量バランス等現地発生材料の有効活用について確認したか。 4) 排水計画について流量及び設計荷重を確認したか。 5) 施設規模等は確認したか。 6) 共同溝等地下埋設物の設計荷重及び排水工との位置関係は確認したか。 7) 場周道路・保安道路の舗装構造及び線形施設のクリアランス並びに縦横断勾配等は確認したか。 8) 場周柵の風荷重及び雪荷重、設置位置、ゲートの設置個所等を確認したか。 9) 目地構造・既設構造物との摺り付け範囲を確認したか。		不要	
	施工上の基本条件	1) 土量配分計画及び工事用道路計画、施工機械の選定、資材搬入計画は、設計の考え方と合致するか。 2) 施工区域に関する制約条件は設計図書に明示しているか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件は設計図書に明示しているか。 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 既設や隣接する工作物、地下埋設物を確認したか。 6) 不法侵入者対策(工事期間中の仮設柵及びゲート等)は十分検討されているか。		不要	
	関連機関との調整	1) 空港管理者との協議は済んでいるか。 2) 防衛庁(供用飛行場)・気象庁・海上保安署との協議は済んでいるか。 3) 河川管理者・道路管理者との協議は済んでいるか。 4) 地権者との調整は済んでいるか。 5) 埋設物・障害物件の所有者・管理者との調整は済んでいるか。 6) 河川協議や環境アセスメントの内容、附帯条件を確認したか。 7) 北海道公害防止条例の適用区域及び規制値が明確になっているか。 8) 土砂の処理場または土捨場の位置、規模は明確になっているか。			

【 空港用地造成工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。 また、現地の地質条件と合致しているか。 2) 測量成果(用地測量図、用地境界、基準点、水準点)はあるか。 また、現地と合致しているか。 3) 埋蔵文化財に関する調査資料はあるか。			
	計画条件の確認	1) 開港時期(供用開始)・年次計画は、決定しているか。 2) 照明工事・無線工事等の計画は決定しているか。 3) 給・排水設備の設置計画は決定しているか。 4) 給油施設の設置計画は決定しているか。		不要 不要 不要 不要	
	地盤条件	1) 追加調査の必要はないか。			
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。			
	施工条件	1) 施工上で供用施設に係る制約条件(施工時間・制限範囲)は確認した 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 機材及び資材ヤード等が確保されているか。 4) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 5) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況(水質・騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。 3) 埋蔵文化財の有無を確認したか。			
	設計図	1) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が記載されているか。 2) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 3) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・平面図・縦断面図・標準断面図 ・排水系統図・消防水利施設・共同溝等地下埋設関係 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。		不要	

【 空港用地造成工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	数量計算	5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(特に盛土擁壁等応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。) ・盛土勾配(常時・地震時円形すべり、地下水対策、法面保護、凍結対策、地盤改良範囲) ・擁壁構造(常時・地震時の安定解析、土圧、設計荷重、地下水対策、基礎構造、配筋計画) 6) 構造物の基本寸法、高さ関係は実態と設計図書が整合しているか。 1) 数量計算は、空港請負工事積算基準と整合しているか。 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎にまとめられているか。		不要	

【 空港道路・駐車場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	設計基本条件	1) 現地を地形、障害物件等を十分に確認したか。 2) 平面形状及び縦横断勾配が空港土木施設設計基準・北海道空港舗装構造設計指針に合致しているかを確認したか。 3) 交通量・舗装厚・路床支持力を確認したか。 4) 照明灯火・電源路・ライフライン(NTT・上下水道・ガス)は確認したか。 5) 排水勾配と排水口、排水路の位置関係は確認したか。 6) 附帯施設(緑地・歩道・横断歩道・横断歩道橋・橋梁・地下道・トンネル・ルーフ・バス等乗降施設・雨水排水・標識・信号等)は、確認したか。 7) 平面・立体の構造は決定しているか。		不要	
	施工上の基本条件	1) 工事用道路計画、施工機械の選定、資材搬入計画、工程計画は設計の考えと合致するか。 2) 施工区域に関する制約条件は設計図書に明示しているか。 3) 工事工程や施工時期に関する制約条件は設計図書に明示しているか。 4) 仮設工の設置内容は整理されているか。 5) 既設や隣接する工作物、地下埋設物を確認したか。			
	関連機関との調整	1) 空港管理者との協議は済んでいるか。 2) 防衛庁(供用飛行場)・気象庁・海上保安署との協議は済んでいるか。 3) 河川管理者・道路管理者との協議は済んでいるか。 4) 埋設物・障害物件の所有者・管理者との調整は済んでいるか。 5) 駐車場管理会社(貸付先が決定している場合)との調整は済んでいるか。			
	資料の確認	1) 地質調査報告書はあるか。軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか。また、現地の地質条件と合致しているか。 2) 測量成果(用地測量図、用地境界、基準点、水準点)はあるか。また、現地と合致しているか。			

【 空港道路・駐車場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	計画条件の確認	3) 主要構造図、縦横断面図、付属構造物図(緑地・歩道・横断歩道・横断歩道橋・橋梁・地下道・トンネル・ルーフ・バス等乗降施設・雨水排水・標識・信号等)等必要な図面は揃っているか。 また、現地と合致しているか。			
	地盤条件	1) 供用開始・年次計画は、決定しているか。			
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。			
	施工条件	1) 施工上で供用施設に係る制約条件(施工時間・制限範囲)は確認した 2) 資材の陸上搬入路に制約条件はないか。 3) 機材及び資材ヤード等が確保されているか。 4) 発生材及びリサイクル計画は検討されているか。 5) 廃棄物処理計画は検討されているか。			
	現地踏査	1) 環境状況(水質・騒音・振動への配慮)を把握したか。 2) 施工上の支障物件の有無を確認したか。			
	設計図	1) 主要構造図・標準断面図には必要な工事内容が記載されているか。 2) 図面が明瞭に描かれているか。使用材料は明記されているか。 3) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・平面図・縦断面図・標準断面図 ・横断歩道・歩道・横断歩道橋・橋梁・緑地帯・立体交差 ・照明灯構造図・標識工平面図 ・排水系統図・上下水道・ガス・NTT等地下埋設関係 4) 基本設計の結果が正しく図面に反映しているか。		不要	

【 空港道路・駐車場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No	項 目	主 な 内 容	確 認 項 目		修 正 意 見
			発注者	受注者	
	数量計算	5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(路床CBR・交通量・設計荷重) ・アスファルト舗装構成(表層・基層・上層路盤・下層路盤・凍上抑制層・置換・排水対策) ・横断歩道・歩道・横断歩道橋・橋梁・緑地帯・立体交差 ・照明灯構造・標識工 ・地下埋設関係 6) 構造物の基本寸法、高さ関係は実態と設計図書が整合しているか。 1) 数量計算は、空港請負工事積算基準と整合しているか。 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか。 3) 数量のとりまとめは、種類毎、材料毎にまとめられているか。		不要	

設計図書の照査要領（案）

農業部門

平成22年2月

北海道開発局農業水産部農業設計課

【頭首工工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1) 水文等					
		1) 設計洪水量、河川流量(豊水量、平水量、濁水量)、流域面積、計画取水量、流域面積を確認しているか。					
		2) 下流責任放流量(維持流量、水利権量等)を確認しているか。					
		3) 仮締め切り等条件を確認しているか。					
		(2) 魚道に関して下記事項を確認しているか。					
		1) 漁業権の有無					
		2) 対象魚種					
		(3) 対外関係者や、協議事項による制約事項を確認しているか。					
		(4) 取水ゲートの設計水位、操作水位を確認しているか。					
		(5) 取水ゲート等の操作方法及び管理方法を確認しているか。					
		(6) 頭首工の維持管理方法を確認しているか。					
		(7) 管理橋の設計荷重、形式、幅員等を確認しているか。					
	施工上の基本条件	(8) 耐震設計(設計震度、震度レベル、重要度区分等)に関して確認しているか。					
		(9) 沈下、浮上等の影響及び可撓継手の必要性を確認しているか。					
		(1) 水路切り回し、搬入路等の借地の見通しはあるか。					
		(2) 工事時期は決定しているか。					
		(3) 旧施設の撤去条件および撤去時期は明確になっているか。					
		(4) スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。					
		(5) 環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)					
		(6) 近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(7) 工期を制約する現場条件はあるのか。					
		(8) 関連する工事との調整は取れているか。(土木工事、金物工事、電気工事、上屋工事)					
		(9) 工事施工の用地は確保されているか。					
		(10) 河川の年間流況を確認しているか。					
	関連機関等との調整	(11) 工事用電力源を確認しているか。					
		(12) 建設副産物の処理は適切か。					
		(1) 河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2) 道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3) 支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。					
		(4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるのか。					
		(5) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。					
(6) 商用電力との調整は済んでいるか。							
(7) その他の協議(漁協協議・保安林解除等)は済んでいるか。							

【頭首工工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	資料の確認	(1)地質調査報告書があるか。 ・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (圧密沈下、地下水位、液状化、地盤支持力、基礎杭の支持力、支持層の根入れ、法面安定、側方移動等)					
		(2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。					
		(3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2)追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む)					
		(2)施工ヤード・スペースは確認したか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し)					
		(2)工事時期を確認したか。					
		(3)関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1)環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2)支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3)施工時の注意事項は把握したか。					
		(4)工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(5)発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1)全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (水位、地質条件等)					
		(2)使用材料は明記されているか。					
		(3)水位及び取水口の位置・高さ等、設計条件が図面に明示されているか。					
		(4)図面が明瞭に描かれているか。					
		(5)各設計図が相互に整合しているか。(河川協議図書・設計図書・積算書)					
		・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図					

【頭首工工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計図	(6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。)					
		・壁厚					
		・コンクリート打継位置及び処理方法					
		・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置)					
		・鋼材形状、寸法					
		・使用材料					
		・その他(基礎杭とフーチングの結合方法)					
		・護床・護岸ブロック重量					
		(7) 仮設計画(工事用道路、仮締切り等)について確認しているか。					
		(8) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面と整合しているか。					
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					

【用水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	確認資料	確認項目			備考
			発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1) 水文等				
		1) 機場の吸込水位・吐出水位の計画・最高・最低水位を確認しているか。				
		2) 揚水量の計画最大・最多頻度(期別を含む)・最小の各揚水量を確認しているか。				
		(2) 河道条件(河川改修計画の有無・堤防断面、平面、縦断、横断形状等)を把握しているか。				
		(3) 対外関係者や協議事項を確認しているか。				
		(4) 耐震設計(設計震度、震度レベル、重要度区分等)に関して確認しているか。				
		(5) 沈下、浮上等の影響及び可撓継手の必要性を確認しているか。				
		(6) ゲート・ポンプ・原動機等の操作方法及び維持管理方法を確認しているか。				
	(7) 揚水機の規模・口径は妥当か					
	施工上の基本条件	(1) 施工条件の基本(交通条件、進入路、水の切廻し、工用電力源等)は確認しているか。				
		(2) スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。				
		(3) 工事時期は決定しているか。				
		(4) 旧施設の撤去条件および撤去時期は明確になっているか。				
		(5) 環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)				
		(6) 近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。				
		(7) 工期を制約する現場条件はあるのか。				
		(8) 工事施工の用地は確保されているか。				
		(9) 建築、機械設備、電気設備、土木との調整が取れているか。				
		(10) 情報機器設置の必要なスペースや箱抜き・埋め込みなどの考慮がされているか。				
		(11) 情報通信機器設置のための電柱などの施設が考慮されているか。				
		(12) 工用電力源を確認しているか。				
	関連機関等との調整	(1) 河川管理者との調整は済んでいるか。				
		(2) 道路管理者との調整は済んでいるか。				
		(3) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。				
		(4) 消防法での申請・確認が必要か確認したか。(油漏れ等)				
		(5) 商用電力の調整は済んでいるか。				
		(6) 地元及び地権者との調整をは済んでいるか。				
		(7) 支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。				
		(8) 通信回線等調整は済んでいるか。				
		(9) 周辺井戸等は把握したか。また、対策は講じているか。				
		(10) 建築法との整合が図られているか。				

【用水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目		確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	資料の確認	(1)地質調査報告書があるか。 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (圧密沈下、地下水位、液状化、地盤支持力、基礎杭の支持力、 支持層の根入れ、法面安定、側方移動等)					
		(2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。					
		(3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2)追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む)					
		(2)施工ヤード・スペースは確認したか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し)					
		(2)工事時期を確認したか。					
		(3)関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1)環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2)支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3)施工時の注意事項は把握したか。					
		(4)工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(5)発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1)全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (水位、地質条件等)					
		(2)使用材料は明記されているか。					
		(3)水位、揚水量、揚程等、設計条件が明示されているか。					
		(4)図面が明瞭に描かれているか。					
		(5)各設計図が相互に整合しているか。					
		・一般平面図と縦断図					
		・構造図と配筋図					

【用水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	確認資料	確認項目			備考
			発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計図	・構造図と仮設図				
		・コンクリート打継位置及び処理方法				
		・護床・護岸ブロック重量				
		・基礎杭とフーチングの結合方法				
		・ポンプの口径、形式、台数				
		・原動機の機種、回転数、出力				
		・附帯設備(除塵設備、換気設備等)の位置				
		・揚水量計及びポンプ等の制御設備				
		(6)設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。)				
		・壁厚				
		・コンクリート打継位置				
		・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、 段落し位置、ガス圧接位置)				
		・鋼材形状、寸法				
		・使用材料				
		・その他(基礎杭とフーチングの結合方法)				
		・護床・護岸ブロック重量				
		(7)仮設計画(工事用道路、仮締切り等)について確認しているか。				
(8)横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面と整合しているか。						
数量計算	(1)公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
	(2)主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					
仮設計画	(1)工事用道路を確認したか。(迂回路・通行止め・交通誘導員)					
	(2)工事用道路の現状を確認したか。					
	(3)施工中の降雨・洪水対策を確認したか。					
	(4)埋戻土仮置場の使用ルールを確認したか。(表土剥ぎ・土木シート)					
	(5)仮締切の構造、締め切り高さを確認したか。					
	(6)仮締切後の本流の流下能力を把握しているか。					
	(7)水替方法及び対象流量を確認したか。					
	(8)仮設土留工法(鋼矢板等の規格、打込長さ)を確認したか。					
	(9)濁水処理の必要性は確認したか。					

【排水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1) 水文等					
		1) 機場の吸込水位の洪水初期、最高、最低、常時初期の各吸水位を確認している					
		2) 吐出水位の洪水時計画・ピーク洪水時最高、常時計画、常時最低の各吐出水位を確認しているか。					
		3) 既往の最高湛水位とポンプ場への浸水で運転不能にならないか。					
		(2) 河道条件(河川改修計画の有無・堤防断面、平面、縦断、横断形状等)を把握しているか。					
		(3) 対外関係者や、協議事項による試業事項を確認しているか。					
		(4) 耐震設計(設計震度、震度レベル、重要度区分等)に関して確認しているか。					
		(5) 沈下、浮上等の影響及び可撓継手の必要性を確認しているか。					
		(6) ゲート・ポンプ・原動機等の操作方法及び維持管理方法を確認しているか。					
		(7) 除塵機、スクリーン、ゴミ等の排出方法を確認しているか。					
	施工上の基本条件	(8) 遊水池及び排水路との取付位置、高さ等を確認しているか。					
		(9) 水位観測施設の設置位置を確認しているか。					
		(1) 施工条件の基本(交通条件、進入路、水の切廻し、工用電力源等)は確認した					
		(2) スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるの					
		(3) 工事時期は決定しているか。					
		(4) 旧施設の撤去条件および撤去時期は明確になっているか。					
		(5) 環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)					
		(6) 近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(7) 工期を制約する現場条件はあるのか。					
		(8) 工事施工の用地は確保されているか。					
		(9) 建築、機械設備、電気設備、土木との調整が取れているか。					
		(10) 情報機器設置の必要なスペースや箱抜き・埋め込みなどの考慮がされているか。					
		(11) 情報通信機器設置のための電柱などの施設が考慮されているか。					
	関連機関等との調整	(12) 工用電力源を確認しているか。					
		(13) 建設副産物の処理は適切か。					
		(1) 河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2) 道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。					
		(4) 消防法での申請・確認が必要か確認したか。(油漏れ等)					
		(5) 商用電力の調整は済んでいるか。					
		(6) 地元及び地権者との調整をは済んでいるか。					

【排水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	関連機関等との調整	(7)支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。 (8)通信回線等調整は済んでいるか。 (9)周辺井戸等は把握したか。また、対策は講じているか。 (10)建築法との整合が図られているか。					
	資料の確認	(1)地質調査報告書があるか。 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (圧密沈下、地下水位、液状化、地盤支持力、基礎杭の支持力、 支持層の根入れ、法面安定、側方移動等) (2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。 (3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。 (2)追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む) (2)施工ヤード・スペースは確認したか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し) (2)工事時期を確認したか。 (3)関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1)環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。 (2)支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。 (3)施工時の注意事項は把握したか。 (4)工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。 (5)発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1)全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (水位、地質条件等) (2)使用材料は明記されているか。 (3)水位、排水量、揚程等、設計条件が明示されているか。					

【排水機場工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計図	(4) 図面が明瞭に描かれているか。					
		(5) 各設計図が相互に整合しているか。					
		・一般平面図と縦断図					
		・構造図と配筋図					
		・構造図と仮設図					
		(6) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。)					
		・壁厚					
		・コンクリート打継位置及び処理方法					
		・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、 段落し位置、ガス圧接位置)					
		・鋼材形状、寸法					
		・使用材料					
		・その他(基礎杭とフーチングの結合方法)					
		・護床・護岸ブロック重量					
		・ポンプの口径、形式、台数					
		・原動機の機種、回転数、出力					
		・附帯設備(除塵設備、換気設備等)の位置					
		・排水量計及びポンプ等の制御設備					
・水門設備(設計水位、操作水位)							
	仮設計画	(1) 工事用道路を確認したか。(迂回路・通行止め・交通誘導員)					
		(2) 工事用道路の現状を確認したか。					
		(3) 施工中の降雨・洪水対策を確認したか。					
		(4) 埋戻土仮置場の使用ルールを確認したか。(表土剥ぎ・土木シート)					
		(5) 仮締切の構造、締め切り高さを確認したか。					
		(6) 仮締切後の本流の流下能力を把握しているか。					
		(7) 水替方法及び対象流量を確認したか。					
		(8) 仮設土留工法(鋼矢板等の規格、打込長さ)を確認したか。					
		(9) 濁水処理の必要性は確認したか。					
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					

【ほ場整備工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1)用排水計画 設計流量・引継水路敷高 (2)計画水位 始点引継水位・終点引継水位・分水位引継水位 (3)排水路曲点部で溢水は発生しないか。					
	施工上の基本条件	(1)施工時期の制約があるか。 (2)表土剥ぎの必要な区間を確認しているのか。 (3)仮設道路ルートの確保 (4)スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。 (5)環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等) (6)近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。 (7)建設副産物の処理は適切か。 (8)流末処理の排水先に問題がないか確認したか。					
	関連機関等との調整	(1)河川管理者との調整は済んでいるか。 (2)道路管理者との調整は済んでいるか。 (3)支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。 (4)関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。 (5)地権者との調整、現地確認は済んでいるか。 (6)その他の協議(漁協協議・保安林解除・埋蔵文化財等)は済んでいるか。					
	資料の確認	(1)土質・地質調査報告書があるか。 ・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 ・地下水位の有無を判断する資料はあるのか。 (2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。 (3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む) (2)現場の地形が、設計図書に示されている条件と一致しているか。					

【ほ場整備工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工条件	(1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し・振動・騒音)					
		(2) 工事時期を確認したか。					
		(3) 関連工事との調整状況を確認したか。					
		(4) ほ場へ出入りで病害虫対策の検討は妥当か。(シストセンチウ等)					
現地踏査		(1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2) 支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3) 交通状況・河川状況を把握したか。					
		(4) 暗渠工の排水口の有無を把握したか。					
		(5) 使用地に農作物が植えられているか把握したか。					
		(6) 工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(7) 表土厚・土質を地権者と立会確認したか。					
		(8) 周辺の浅井戸を確認したか。また、対策を講じているか。					
		(9) 周辺の希少種等は把握したか。					
設計図		(1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。					
		(2) 使用材料は明記されているか。					
		(3) 用排水路の敷き高・水位等、設計条件が明示されているか。					
		(4) 図面が明瞭に描かれているか。					
		・一般平面図と縦断図					
		・表土扱い、ほ場勾配・用排水路計画が示されているか。					
		・用水路の構造図と配筋図					
		・水路横断構造物の構造図と配筋図(函渠・橋梁)					
		(5) 構造物の基本寸法、高さ関係は示されているか。					
(6) 構造物の施工性に問題はないか。							
数量計算		(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。					
		(3) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					

【ほ場整備工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	仮設計画	(1) 工事用道路の確保(迂回路・通行止め)					
		(2) 工事用道路の現状を確認し対策が必要か。					
		(3) 施工中の降雨対策					
		(4) 埋戻土仮置場の使用ルール確認(表土剥ぎ・土木シート)					
		(5) 仮締切の構造、高さの確認(計画水位)					

【用水路工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1)用水計画 設計流量・引継水路敷高 (2)計画水位 始点引継水位・終点引継水位・分水位引継水位					
	施工上の基本条件	(1)工事時期は決定しているか。 (2)スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。 (3)環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等) (4)近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。 (5)工期を制約する現場条件はあるのか。 (6)工事施工の用地は確保されているか。 (7)建設副産物の処理は適切か。					
	関連機関等との調整	(1)河川管理者との調整は済んでいるか。 (2)道路管理者との調整は済んでいるか。 (3)支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。 (4)土地改良区(施工上の確認・補償施設等)との調整は済んでいるか。 (5)その他の協議(漁協協議・保安林解除・埋蔵文化財等)は済んでいるか。 (6)工事用地の復旧方法 (7)農地への出入り口の確保					
	資料の確認	(1)地質調査報告書があるか。 ・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。 (3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。 (2)追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む) (2)施工ヤード・スペースは確認したか。 (3)資材の運搬路は確保できるか。					

【用水路工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工条件	(1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し)					
		(2) 工事時期を確認したか。					
		(3) 関連工事との調整状況を確認したか。					
		(4) ほ場へ出入りで病害虫対策の検討は妥当か。(シストセンチユウ等)					
	現地踏査	(1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2) 支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3) 暗渠工の排水口の有無を把握したか。					
		(4) 使用地に農作物が植えられているか、収穫時期を把握したか。(補償の有無)					
		(5) 工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(6) 発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (水位、地質条件等)					
		(2) 使用材料は明記されているか。					
		(3) 水位等、設計条件が明示されているか。					
		(4) 図面が明瞭に描かれているか。					
		(5) 各設計図が相互に整合しているか。					
		・一般平面図と縦断図					
		・構造図と配筋図					
・構造図と仮設図							
(6) 構造物の施工性に問題はないか。							
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。					
		(3) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					
	仮設計画	(1) 工事用道路の確保(迂回路・通行止め)					
		(2) 施工中の用水遮断が可能か。					
		(3) 工事用道路の現状を確認し対策が必要か。					
		(4) 埋戻土仮置場の使用ルール確認(表土剥ぎ・土木シート)					

【排水路工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1)排水計画 設計洪水流量 (2)計画水位 始点引継水位・終点引継水位					
	施工上の基本条件	(1)搬入路等の借地の見通しはあるか。 (2)工事時期は決定しているか。 (3)スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。 (4)環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等) (5)近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。 (6)工期を制約する現場条件はあるのか。 (7)建設副産物の処理は適切か。					
	関連機関等との調整	(1)河川管理者との調整は済んでいるか。(河川への放流工等) (2)道路管理者との調整は済んでいるか。(排水路との交差) (3)支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。 (4)土地改良区(施工上の確認・補償施設等)との調整は済んでいるか。 (5)その他の協議(漁協協議・保安林解除・埋蔵文化財等)は済んでいるか。 (6)工事用地の復旧方法 (7)地元及び地権者との調整、現地確認は済んでいるか。					
	資料の確認	(1)地質調査報告書があるか。 軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 (2)測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。 (3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。 (2)追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む) (2)施工ヤード・スペースは確認したか。 (3)資材の運搬路は確保できるか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し) (2)工事時期を確認したか。 (3)関連工事との調整状況を確認したか。					

【排水路工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	現地踏査	(1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。 (2) 支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。 (3) 暗渠工の排水口の有無を把握したか。 (4) 使用地に農作物が植えられているか、収穫時期を把握したか。(補償の有無) (5) 工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。 (6) 発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (洪水水位、水路標準図、諸元等) (2) 使用材料は明記されているか。 (3) 横断図が現地と一致しているか。 (4) 図面が明瞭に描かれているか。 (5) 各設計図が相互に整合しているか。 ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・コンクリート打継位置及び処理方法 (6) 構造物の施工性に問題はないか。 (7) 附帯構造物の位置は設計図の測点と一致しているか。					
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。 (2) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。 (3) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					
	仮設計画	(1) 工事用道路の確保(迂回路・通行止め) (2) 施工中の用水遮断が可能か。 (3) 工事用道路の現状を確認し対策が必要か。 (4) 埋戻土仮置場の使用ルール確認(表土剥ぎ・土木シート) (5) 仮排水、仮締切の構造・規模の確認。					

【パイプライン工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1)土質条件(埋め戻し土・購入土)が明確になっているか。					
	施工上の基本条件	(1)施工時期の制約があるか。					
		(2)表土剥ぎの必要な区間を確認しているのか。					
		(3)仮設道路ルート確保はされているか。					
		(4)スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。					
		(5)環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)					
		(6)近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(7)建設副産物の処理は適切か。					
		(8)重要構造物(FP、河川横断、道路横断等)の沈下、浮上等の影響及び可とう継手の必要性を確認しているか。					
		(9)ほ場へ出入りで病害虫対策の検討は妥当か。(シストセンチュウ等)					
	関連機関等との調整	(1)河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2)道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3)支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。					
		(4)その他の協議(漁協協議・保安林解除・埋蔵文化財等)は済んでいるか。					
		(5)地元及び地権者との調整は済んでいるか。					
		(6)地権者対応で用地変更が生じる事案が無いのか。					
		(7)工事用地の復旧方法					
		(8)農地への出入り口の確保					
	資料の確認	(1)土質・地質調査報告書があるか。					
		1)軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。					
		2)地下水位の有無を判断する資料はあるのか。					
		(2)測量成果(平面・縦断)が整備されているか。					
		(3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2)追加調査の必要性はないか。					

【パイプライン工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む)					
		(2)現場の地形が、設計図書に示されている条件と一致しているか。					
		(3)資材の運搬路は確保できるか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し)					
		(2)工事時期を確認したか。					
		(3)関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1)環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2)支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3)交通状況・河川状況を把握したか。					
		(4)暗渠工の落ち口の有無を把握したか。					
		(5)使用地に農作物が植えられているか、収穫時期を把握したか。(補償の有無)					
		(6)工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(7)発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1)全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (水位、地質条件等)					
		(2)使用材料は計算書と一致しているか。					
		(3)構造物の基本寸法、高さ関係は照査されているか。					
		(4)図面が明瞭に描かれているか。					
		(5)各設計図が相互に整合しているか。 ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図					
		(6)構造物の施工性に問題はないか。					
	数量計算	(1)公示数量に用いた数値は、設計図面と一致しているか。					
		(2)横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。					
		(3)主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					

【農道橋工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	設計基本条件	(1)水文等					
		1)設計洪水量、河川流量(豊水量、平水量、濁水量)を確認しているか。					
		2)仮締め切り等条件を確認しているか。					
		(2)橋梁の構造・設計等					
		1)基礎(型式、支持力)を確認しているか。					
		2)橋台(型式、落橋防止等)を確認しているか。					
		3)上部工を確認しているか。					
	施工上の基本条件	(3)対外関係者や、協議事項による制約事項を確認しているか。					
		(1)架設条件は決定しているか。					
		(2)環境対策は決定しているか。					
		(3)仮設(仮締切、水替、運搬路、迂回路、ヤード確保)を確認しているか。					
		(4)近接構造物の有無に対する確認は行ったか。					
		(5)近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(6)工期を制約する現場条件はあるのか。					
		(7)工事施工の用地は確保されているか。					
	関連機関等との調整	(8)建設副産物の処理は適切か。					
		(1)河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2)道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3)警察との調整は済んでいるか。					
		(4)交差道路の管理者及び公安委員会との調整は済んでいるか。					
	資料の確認	(5)地元及び地権者との調整は済んでいるか。					
		(1)土質・地質調査報告書があるか。					
		・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。					
		・地下水位の有無を判断する資料はあるか。					
		(2)測量成果(平面・縦断・横断)は整備されているか。					
		(3)用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1)地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2)追加調査の必要性はないか。					

【農道橋工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	地形条件	(1)用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む) (2)現場の地形が、設計図書に示されている条件と一致しているか。					
	施工条件	(1)施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し) (2)工事時期を確認したか。 (3)関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1)環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。 (2)支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。 (3)交通状況・河川状況を把握したか。 (4)発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1)全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (設計条件、地質条件等) (2)構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか。 (3)図面が明瞭に描かれているか。 (4)各設計図が相互に整合しているか。(誤謬・脱漏の有無) ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 (5)設計計算書の結果が設計図に反映されているか。 ・壁厚、鉄筋、鋼材、使用材料 (6)使用材料は明記されているか。 (7)仮設計画について確認しているか。					
	数量計算	(1)公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。 (2)横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面と整合しているか。					

【農道工工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工上の基本条件	(1) 施工時期の制約があるか。(通行止め・片側通行)					
		(2) 仮設道路ルート確保があるか。					
		(3) スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。					
		(4) 環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)					
		(5) 近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(6) 工事施工の用地は確保されているか。					
		(7) 建設副産物の処理は適切か。					
		(8) ほ場へ出入りで病害虫対策の検討は妥当か。(シストセンチウ等)					
		(9) 側溝等の排水先に問題がないか確認したか。					
	関連機関等との調整	(1) 河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2) 道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3) 支障物件の移設時期、調整は済んでいるか。					
		(4) 関連する工作物管理者との調整は済んでいるか。					
		(5) 交差道路の管理者及び公安委員会との調整は済んでいるか。					
		(6) 地元及び地権者との調整は済んでいるか。					
		(7) その他の協議(漁協協議・保安林解除・埋蔵文化財等)は済んでいるか。					
	資料の確認	(1) 土質・地質調査報告書があるか。 ・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 ・地下水位の有無を判断する資料はあるか。					
		(2) 測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。					
		(3) 用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
		(4) 地下埋設物の有無を判断する資料はあるか。					
	地盤条件	(1) 地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2) 追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1) 用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む)					
		(2) 現場の地形が、設計図書に示されている条件と一致しているか。					

【農道工工事】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工条件	(1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し)					
		(2) 工事時期を確認したか。					
		(3) 関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2) 支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3) 交通状況・河川状況を把握したか。					
		(4) 暗渠排水工の排水口の有無を把握したか。					
		(5) 使用地に農作物が植えられているか把握したか。					
		(6) 側溝等の流末状況の確認は行ったか。					
		(7) 発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (道路規格、切り盛り土勾配、小段排水、地質条件等)					
		(2) 使用材料は明記されているか。					
		(3) 図面が明瞭に描かれているか。					
		(4) 各設計図が相互に整合しているか。(誤謬・脱漏の有無)					
		・一般平面図と縦断図					
		・舗装厚等の舗装の諸元					
		・構造図と配筋図					
(5) 設計計算書の結果が設計図に反映されているか。							
(6) 構造物の施工性に問題はないか。							
(7) 構造物の基本寸法、高さ関係は示されているか。							
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面と整合しているか。					
	仮設計画	(1) 工事用道路の確保(迂回路・通行止め)は可能か。					
		(2) 施工中の用水遮断が可能か。					
		(3) 工事用道路の現状を確認し対策が必要か。					
		(4) 埋戻土仮置場の使用ルールを確認(表土剥ぎ・土木シート)したか。					

【鉄筋コンクリート構造物】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工上の基本条件	(1) 施工時期の制約があるか。					
		(2) 環境上特に配慮すべき事項があるのか。(水質・生物・騒音・振動等)					
		(3) スペース、ヤード、工法、仮設(仮締切、水替、濁水処理)等の制約条件があるのか。					
		(4) 近接構造物、地下埋設物の有無を確認したか。					
		(5) 工期を制約する現場条件はあるのか。					
		(6) 工事施工の用地は確保されているか。					
		(7) 建設副産物の処理は適切か。					
	関連機関等との調整	(1) 河川管理者との調整は済んでいるか。					
		(2) 道路管理者との調整は済んでいるか。					
		(3) 施設管理予定者との調整は済んでいるのか。					
		(4) 交差道路の管理者及び公安委員会との調整は済んでいるか。					
		(5) その他の協議(漁協協議・保安林解除等)は済んでいるか。					
		(6) 支障物件の移設時期、調整は済んでいるのか。					
	資料の確認	(1) 土質・地質調査報告書があるか。 ・軟弱地盤の判断に必要な資料はあるか。 ・地下水位の有無を判断する資料はあるか。					
		(2) 測量成果(平面・縦断・横断)が整備されているか。					
		(3) 用地境界が明確であるか。(発注者が用意した借地図を含む)					
	地盤条件	(1) 地盤条件を確認できる資料が整っているか。					
		(2) 追加調査の必要性はないか。					
	地形条件	(1) 用地境界を確認したか。(発注者が用意した借地境界を含む)					
		(2) 施工ヤード・スペースは確認したか。					
		(3) 資材の運搬路は確保できるか。					

【鉄筋コンクリート構造物】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	施工条件	(1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース・交通条件・水の切り廻し・振動・騒音)					
		(2) 工事時期を確認したか。					
		(3) 関連工事との調整状況を確認したか。					
	現地踏査	(1) 環境状況(工事における振動、騒音等の配慮面)を把握したか。					
		(2) 支障物件(地下埋設物、電線・通信線との離れ等)の状況を把握したか。					
		(3) 交通状況・河川状況を把握したか。					
		(4) 周辺の浅井戸等は把握したか。また、対応を講じているか。					
		(5) 周辺の希少種等は把握したか。					
		(6) 工事で使用する既設道路の路面状況を把握しているか。					
		(7) 発生土の受入地及び運搬経路を把握しているか。					
	設計図	(1) 全体一般図に必要な項目を記載しているか。 (設計条件、地質条件等)					
		(2) 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか。					
		(3) 図面が明瞭に描かれているか。					
		(4) 各設計図が相互に整合しているか。(協議図書・設計図書・積算書)					
		・一般平面図と縦断図					
		・構造図と配筋図					
		・構造図と仮設図					
		(5) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか。)					
		・壁厚					
		・コンクリート打継位置及び処理方法					
		・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置)					
		・鋼材形状、寸法					
		・使用材料					
		・その他(基礎杭、杭の結合)					
		・基礎杭とフーチングの結合方法					

【鉄筋コンクリート構造物】

照 査 項 目 一 覧 表

No.	項目	主な内容	確認資料	確認項目			備考
				発注者	工事請負者	業務請負者	
	数量計算	(1) 公示に用いた数量及び数量計算に用いた寸法は、設計図面と一致しているか。					
		(2) 横断図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか。					
		(3) 主要資材の規格・寸法・設計条件等は設計図面と一致しているか。					
	仮設計画	(1) 工事用道路の確保(迂回路・通行止め)					
		(2) 施工中の用水遮断が可能か					
		(3) 工事用道路の現状を確認し対策が必要か					
		(4) 埋戻土仮置場の使用ルール確認(表土剥ぎ・土木シート)					
		(5) 仮排水路のルート・規模は妥当か。					
		(6) 濁水処理の必要性は確認したか。					